

# 教育委員会資料

議案第28号  
新川崎地区小学校建設用地の取得について

令和2年8月25日  
教育委員会事務局

# 教育委員会資料

## 新川崎地区小学校建設用地の取得関係

### 1 取得の目的

近年の大規模共同住宅の建設により、人口流入が続いている新川崎地区において、良好な教育環境の維持のため新設する小学校の建設用地を取得するものである。

### 2 取得金額

8,067,912,496円 (481,600円/㎡×16,752.31㎡)

### 3 買入れの相手方

株式会社 ゴールドクレスト

### 4 取得用地

幸区新小倉545番50のうち	12,087.01㎡
幸区新小倉545番83	4,207.51㎡
幸区新小倉545番84	457.79㎡
計	16,752.31㎡

### 5 取得後のスケジュール(予定)

令和2年度中	基本構想・基本計画の内容検証・見直し
令和3～4年度	基本設計・実施設計の見直し
令和5～6年度	小学校新築工事
令和6年度	通学区域の決定・学校名の正式決定
令和7年度	小学校開校・外構工事

### 6 残地補償の概要

「2 取得金額」に加え、幸区新小倉545番50のうち取得予定地を除いた残地について、価格の低下、利用価値の減少等が生じることから、市の損失補償基準に基づき、その損失額を補償する。

#### (1) 残地補償額

135,906,728円 (14,600円/㎡×9,308.68㎡)  
取得予定地と残地の平米単価差額=481,600円/㎡-467,000円/㎡  
= 14,600円

#### (2) 補償の相手方

株式会社 ゴールドクレスト

#### (3) 地番

幸区新小倉545番50のうち 9,308.68㎡

7 川崎市財産条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格80,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

8 地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

8 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

